

## 緑化推進センター講習室等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯田公園緑化推進センターの講習室等の使用について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 緑化推進センターの管理者(以下、「管理者」という。)は、主に、緑化の推進に資する活動の場を提供するため、講習室、第2講習室、ロビー、展示場(以下、「講習室等」という。)を設置する。

2 講習室の規模は、次のとおりとする。

講習室	定員60名 100平方メートル
第2講習室	定員12名 24平方メートル
ロビー	100平方メートル
展示場	縦1.7メートル 横7.1メートル

(対象者)

第3条 講習室等を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 造園、園芸、花と緑のまちづくり、自然保護、環境教育その他緑化の推進に資する事業の関係者により構成される団体
- (2) 官公庁、学校又はこれに準ずる団体
- (3) 浜松市協働センター条例又は浜松市ふれあいセンター条例の規定により認定された地域活動団体
- (4) その他管理者が認める者

(使用目的)

第4条 講習室等において認められる行為は、第3条に規定する者が行う会議、講習会、展示会、集会その他これに類する催しとし、次のいずれかに該当する場合は使用することができない。

- (1) 特定の政党又は候補者の利害に関する活動に利用されるおそれがある場合
- (2) 宗教上の組織又は団体の活動に利用されるおそれがある場合
- (3) 特定の宗教上の組織又は団体を支持又は支援する活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認める場合

- (5) 人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合
- (6) 施設、設備等を損傷するおそれがある場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認める場合

#### (使用願)

第5条 講習室等を使用する者は、その10日前までに条例第3条第2項又は第3項に規定する申請書に緑化推進センター講習室等使用願(第1号様式)を添えて管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の使用願を提出した者は、届け出た事項を取り消し、又は変更しようとするときは、その旨を管理者に申し出なければならない。

#### (使用料)

第6条 講習室等を使用する者は、浜松市都市公園条例(以下、「条例」という。)第10条第2項の規定により、使用料を納付しなければならない。

- 2 管理者は、講習室等の使用の目的が、緑化の推進に資するものである場合、条例第10条第4項に規定する「その他特別な理由」に該当すると認め、前項の使用料を減免することができる。

#### (報告)

第7条 管理者は、使用状況等について確認するため、講習室等を使用した者に対し、緑化推進センター講習室等使用報告書(第2号様式)の提出を求めることができる。

#### (使用期間及び使用時間)

第8条 展示場を除く講習室等の使用期間は、3日間を限度とし、展示場の使用期間は、1ヶ月間を限度とする。

- 2 講習室等の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 前2項の規定は、管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

#### (使用者の義務)

第9条 講習室等を使用する者は、講習室等が良好な状態に保たれるよう努めなければならない。また、使用にあたっては、管理者の指示に従わなければならない。

- 2 施設、設備、資料等を損傷し、又は汚損し、若しくは滅失した者は、その損害について管理者が定める額を賠償しなければならない。

( 使用の拒否 )

第 10 条 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、講習室等の使用を拒否し、又は行為の中止若しくは必要な措置を命じることができる。

- (1) 第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により届出た目的以外で使用した場合
- (2) 第 9 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する使用者の義務を履行しない場合
- (3) 緑化推進センターの管理上、やむを得ない必要が生じた場合
- (4) その他管理者が必要と認める場合

( 指定管理者による管理 )

第 11 条 条例第 25 条第 1 項に基づき、指定管理者による緑化推進センターの管理については、この要綱を準用する。

2 前項の場合において、次の表の第 1 欄に掲げる規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句とする。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
第 5 条第 1 項	第 3 条第 2 項又は第 3 項	第 25 条第 2 項及び第 3 項
第 6 条第 1 項	第 10 条第 2 項	第 29 条第 1 項
	使用料	利用料金
第 6 条第 2 項	第 10 条第 4 項	第 30 条
	使用料	利用料金

( その他 )

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

平成 年 月 日

(あて先) 管理者

住所(所在地)

団体名称及び代表者氏名

電話番号

(氏名を自署する場合は、押印は不要です)

### 緑化推進センター講習室等使用願

下記のとおり、講習室等を使用したく、使用願を提出します。

#### 記

- 1 使用日時： 平成 年 月 日( 曜日) 時 分 から  
平成 年 月 日( 曜日) 時 分 まで  
( \_\_\_\_\_ 日間)
- 2 使用施設： 講習室 ・ 第2講習室等 ・ ロビー ・ 展示場  
(いずれかを で囲んでください)
- 3 使用目的： \_\_\_\_\_
- 4 使用規模： \_\_\_\_\_ 人 または \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 5 その他： 使用にあたって、以下の規則を遵守します。

「緑化推進センター講習室等の使用に関する要綱」

「緑化推進センター講習室等使用時のお願い」

( \_\_\_\_\_ 上記の書類をお読みの上、 \_\_\_\_\_ の中に✓を記入してください)

- 
- 注意事項 ・「緑化推進センター講習室等の使用に関する要綱」、「緑化推進センター講習室等使用時のお願い」をよくお読みください。
- 注意事項 ・この使用願は、浜松市都市公園条例第3条第2項又は第3項に規定する申請書に添えて提出してください。
- 注意事項 ・講習室、第2講習室、ロビーの使用期間は3日間、展示場の使用期間は1ヶ月を限度とします。

平成 年 月 日

(あて先) 管理者

住所（所在地）

団体名称及び代表者氏名

電話番号

（氏名を自署する場合は、押印は不要です）

### 緑化推進センター講習室等使用報告書

下記のとおり、講習室等を使用したもので報告します。

#### 記

- 1 使用日時： 平成 年 月 日（ 曜日） 時 分 から  
平成 年 月 日（ 曜日） 時 分 まで  
（ \_\_\_\_\_ 日間）
- 2 使用施設： 講習室 ・ 第2講習室等 ・ ロビー ・ 展示場  
（いずれかを で囲んでください）
- 3 使用目的： \_\_\_\_\_
- 4 使用実績： \_\_\_\_\_ 人 または \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- 5 その他： 各項目を確認の上、異常がない場合は を記入してください。

点検項目	確認	点検項目	確認
窓の戸締りは確認しましたか？		照明は消灯しましたか？	
机やイスは整頓しましたか？		エアコンの電源は切りましたか？	
清掃(机、床、黒板等)は行いましたか？		忘れ物はありませんか？	
ごみは持ち帰りましたか？		備品や資料等は返却しましたか？	

異常を発見した場合は、職員までお知らせください。